

議案第 39 号

令和 4 年度基山町一般会計補正予算（第 6 号）

令和 4 年度基山町の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 7 2, 3 1 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8, 8 2 9, 3 8 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 4 年 1 2 月 6 日提出

基山町長 松 田 一 也

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
12 分担金及び負担金		32,723	1,658	34,381
	1 分担金	1,822	1,658	3,480
13 使用料及び手数料		131,021	216	131,237
	1 使用料	81,519	216	81,735
14 国庫支出金		1,383,142	60,161	1,443,303
	1 国庫負担金	773,430	56,344	829,774
	2 国庫補助金	605,388	3,817	609,205
15 県支出金		603,959	32,886	636,845
	1 県負担金	365,393	26,727	392,120
	2 県補助金	177,394	6,550	183,944
	3 委託金	61,172	△391	60,781
16 財産収入		4,044	29	4,073
	2 財産売払収入	92	29	121
17 寄附金		933,011	1,300	934,311
	1 寄附金	933,011	1,300	934,311
18 繰入金		620,388	45,610	665,998
	1 基金繰入金	617,913	45,610	663,523
20 諸収入		301,441	14,257	315,698
	1 延滞金、加算金及び過料	2,422	166	2,588
	5 雑入	195,340	14,091	209,431
21 町債		161,163	16,200	177,363
	1 町債	161,163	16,200	177,363
歳 入	合 計	8,657,064	172,317	8,829,381

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 議会費		96,187	359	96,546
	1 議会費	96,187	359	96,546
2 総務費		2,057,311	6,621	2,063,932
	1 総務管理費	1,841,190	5,639	1,846,829
	2 徴税費	106,560	1,209	107,769
	3 戸籍住民基本台帳費	73,655	△87	73,568
	6 監査委員費	945	△140	805
3 民生費		2,891,687	139,081	3,030,768
	1 社会福祉費	1,663,216	129,567	1,792,783
	2 児童福祉費	1,228,169	9,514	1,237,683
4 衛生費		867,721	△5,841	861,880
	1 保健衛生費	442,216	△3,559	438,657
	2 清掃費	424,630	△2,282	422,348
6 農林水産業費		112,062	△641	111,421
	1 農業費	92,605	△641	91,964
7 商工費		365,227	1,109	366,336
	1 商工費	365,227	1,109	366,336
8 土木費		479,556	6,076	485,632
	1 土木管理費	27,148	△40	27,108
	2 道路橋梁費	169,516	4,755	174,271
	3 都市計画費	70,089	1,093	71,182
	5 住宅費	65,116	268	65,384
9 消防費		283,883	916	284,799
	1 消防費	283,883	916	284,799
10 教育費		711,031	11,105	722,136
	1 教育総務費	127,963	152	128,115

第 2 表 地 方 債 補 正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共施設等適正管理推進事業	(千円) 16,200	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。